

令和5年4月11日

大幸薬品株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、大幸薬品株式会社（以下「大幸薬品」といいます。）に対し、同社が供給する「クレベリン 置き型 60g」及び「クレベリン 置き型 150g」と称する商品、「クレベリン スティック ペンタイプ」と称する商品、「クレベリン スティック フックタイプ」と称する商品、「クレベリン スプレー」と称する商品並びに「クレベリン ミニスプレー」と称する商品の各商品に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 大幸薬品株式会社（法人番号 2120901007344）
所 在 地 大阪府吹田市内本町三丁目34番14号
代 表 者 代表取締役 柴田 高
設立年月 昭和21年11月
資 本 金 12億161万6880円（令和5年3月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

ア ないしオの各商品（以下「本件5商品」という。）
ア 「クレベリン 置き型 60g」及び「クレベリン 置き型 150g」と称する商品（以下これらを併せて「本件商品①」という。）
イ 「クレベリン スティック ペンタイプ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）
ウ 「クレベリン スティック フックタイプ」と称する商品（以下「本件商品③」という。）
エ 「クレベリン スプレー」と称する商品（以下「本件商品④」という。）
オ 「クレベリン ミニスプレー」と称する商品（以下「本件商品⑤」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体
(7) 商品パッケージ

- (イ) 「T A I K O」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）
- (ウ) 地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル（以下「テレビコマーシャル」という。）
- (エ) 「Y o u T u b e」と称する動画共有サービスにおける動画広告（以下「動画広告」という。）

イ 課徴金対象行為をした期間

別表 1 「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間

ウ 表示内容（別紙 1 ないし別紙 1 2）

例えば、「クレベリン 置き型 60 g」について、平成30年9月13日から令和4年4月21日までの間、商品パッケージにおいて、「空間に浮遊するウイルス・菌・ニオイを除去※」、「用途 空間のウイルス除去・除菌・消臭にご使用いただけます。」等と表示するなど、別表 2 「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件5商品を使用すれば、本件5商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「場所」欄記載の場所において、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果等の同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、消費者庁は、それぞれ、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、大幸薬品に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

なお、前記ウの表示について、例えば、「クレベリン 置き型 60 g」について、平成30年9月13日から令和4年4月21日までの間、商品パッケージにおいて、「◎ご利用環境により成分の広がり異なります。」、「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」及び「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」と表示するなど、別表 3 「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ウの表示から受ける本件5商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 課徴金対象期間

別表 1 「課徴金対象期間」欄記載の期間

(4) 景品表示法第 8 条第 1 項ただし書に該当しない理由

大幸薬品は、本件 5 商品の各商品について、前記(2)ウの表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

大幸薬品は、令和 5 年 1 1 月 1 3 日までに、別表 1 「課徴金額」欄記載の額を合計した 6 億 7 4 4 万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 0 3 (3 5 0 7) 9 2 3 9

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表 1

番号	商品名	課徴金対象行為をした期間	最後に取引をした日	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
1	本件商品①	平成30年9月13日から 令和4年4月21日までの間	令和4年5月2日	令和元年5月3日から 令和4年5月2日までの間	15,073,492,600	452,200,000
2	本件商品②	平成30年9月13日から 令和4年4月21日までの間	令和4年5月2日	令和元年5月3日から 令和4年5月2日までの間	3,579,505,492	107,380,000
3	本件商品③	平成30年9月14日から 令和4年4月21日までの間	令和4年5月2日	令和元年5月3日から 令和4年5月2日までの間	398,363,209	11,950,000
4	本件商品④	平成30年9月13日から 令和4年4月21日までの間	令和4年4月28日	平成31年4月29日から 令和4年4月28日までの間	1,052,183,925	31,560,000
5	本件商品⑤	平成30年9月13日から 令和4年4月21日までの間	令和4年4月28日	平成31年4月29日から 令和4年4月28日までの間	145,133,135	4,350,000

別表2

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
クレベリン 置き型 6 0 g	平成30年 9月13日 から令和4 年4月21 日までの間	商品パッケージ	・「空間に浮遊するウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「用途 空間のウイルス除去・除菌・消臭にご使用いただけます。」との記載と共に、「リビング」及びリビングのイラスト、「寝室」及び寝室のイラスト並びに「その他、玄関、子供部屋、洗面所、トイレ、浴室、キッチン、ペットまわり等」 ・「使用の目安 居室等 6～8畳」 ・「使用方法」及び「④安定な場所に置く。」	リビング等の室内に設置	リビング等	室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果
クレベリン 置き型 1 50 g			・「空間に浮遊するウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「用途 空間のウイルス除去・除菌・消臭にご使用いただけます。」との記載と共に、「リビング」及びリビングのイラスト、「寝室」及び寝室のイラスト並びに「その他、玄関、子供部屋、洗面所、トイレ、浴室、キッチン、ペットまわり等」 ・「使用の目安 居室等 8～12畳」 ・「使用方法」及び「④安定な場所に置く。」			
本件商品①	令和元年9 月2日から 令和3年3 月8日まで の間	自社ウェブサイト	・「ういてるウイルス・菌、くつきウイルス・菌、まとめて除菌。」 ・「お家の中には、目には見えないけれど、小さなホコリやチリにくっついてウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっついていたりしています。いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまうことも…。クレベリン置き型は空間だけではなく、物に付着したウイルスや菌も99.9%除去してくれる製品。※ 色々な人が出入りする玄関や家族が集まるリビング、寝室などお家の中の様々な所で使える衛生対策のベースとなる製品です。」			室内空間に浮遊するウイルス又は菌が99.9%パーセント除去又は除菌される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			・「空間や物に付着しているウイルスや菌も99.9%除去※」 ・「容量」及び「居室等」、「60g」及び「6～8畳」並びに「150g」及び「8～12畳」と記載された表 ・「ういてる くつつき ウイルス・菌 まとめて除菌※。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「寝室」及び「寝室のイラスト」、「リビング」及びリビングのイラスト並びに「その他 玄関、子供部屋、洗面所、トイレ、浴室、キッチン、ペットまわり等」			
		自社ウェブサイ トの「ういてる ウイルス・菌」 と記載のある動 画をクリックす ると再生される 動画（以下「動 画①」という。）	（別紙3） ・「ういてるウイルス、菌にクレベリン」との音声及び「ういてるウイルス・菌」との文字の映像並びにキャネットの上に置かれた「クレベリン 置き型 150g」から揮発した成分が、空气中に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「医師がすすめる 空間除菌」との文字の映像 ・「ういてる、くつつき、まとめて除菌」との音声及び「ういてる くつつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像並びに「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・ニオイ を除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150g」の商品パッケージ			
		自社ウェブサイ トの「※イメー ジです」と記載 のある動画をク リックすると再 生される動画	・「気になるところにスプレー除菌、ところがまだまだいるんです、だからクレベリンでまとめて除菌」との音声、「ういてる くつつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像及び「クレベリン 置き型 150g」から揮発した成分が、空气中に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・			

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
		(以下「動画②」という。) 自社ウェブサイトの「空間や物に付いたウイルス・菌を除去※！」と記載のある動画をクリップすると再生される動画（以下「動画③」という。）	ニオイを除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150g」の商品パッケージ ・「1グラムのホコリに菌はなんと約250万個、長時間空間を浮遊している可能性もあるのです、だからあなたのお家もしかするとこんな感じかも、どんなに手を洗っても、アルコールを使っても、除菌シートで拭いても、スプレーしても、見えないウイルス、菌がいっぱいいるかも、そこでクレベリン、クレベリンなら、なんと空間や物に付いたウイルス、菌を両方除去できる」との音声、空気中に大量の菌又はウイルスが浮遊しているイメージ映像、「クレベリン 置き型 150g」から成分が広がることで空気中に浮遊する菌又はウイルスが消えるイメージ映像、及び「空間や物に付いたウイルス・菌を除去※！」との文字の映像 ・「そう、あなたが今までやってきた除菌だけではまだまだ足りないのかも、ではなぜクレベリンなのか、それは空間や物に付いたウイルス、菌を99.9パーセント除去」との音声及び「空間や物に付いたウイルス・菌を99.9%除去※！」との文字の映像 ・「そんなクレベリンには空間や物に付いたウイルス、菌を除去できる置き型タイプを始め、用途に合わせて使えるスティックタイプとスプレータイプもあります」との音声並びに「クレベリン 置き型 150g」の映像及び「空間と物に付いたウイルス・菌を除去！」との文字の映像 ・「あなたもクレベリンでお家の中をすっきりと除菌しませんか」との音声、本件商品①の映像並びに「空間や物に付いたウイルス			

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			ス・菌にクレベリン」との文字の映像			
	令和3年3月8日から 令和4年1月20日までの間	自社ウェブサイト	・「ういてるウイルス・菌、くっつきウイルス・菌、まとめて除菌。」[*] ・「お家の中には、目には見えないけれど、小さなホコリやチリにくっついてウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっついていたりしています。いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまうことも…。クレベリン置き型は空間だけではなく、物に付着したウイルスや菌も99.9%除去してくれる製品。＊色々な人が出入りする玄関や家族が集まるリビング、寝室などお家の中の様々な所で使える衛生対策のベースとなる製品です。」 ・「空間や物に付着しているウイルスや菌も99.9%除去＊」 ・「容量」及び「居室等」、「60g」及び「6～8畳」並びに「150g」及び「8～12畳」と記載された表 ・「ういてる くっつき ウイルス・菌 まとめて除菌＊。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「寝室」及び寝室のイラスト、「リビング」及びリビングのイラスト並びに「その他 玄関、子供部屋、洗面所、トイレ、浴室、キッチン、ペットまわり等」			室内空間に浮遊するウイルス又は菌が99.9%パーセント除去又は除菌される効果
		動画①	・「ういてるウイルス、菌にクレベリン」との音声及び「ういてるウイルス・菌」との文字の映像並びにキャビネットの上に置かれた「クレベリン 置き型 150g」から揮発した成分が、空気中に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「医師がすすめる 空間除菌」との文字の映像 ・「ういてる、くっつき、まとめて除菌」との音声及び「ういてる			

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			くっつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像並びに「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・ニオイ を除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150 g」の商品パッケージ			
		動画②	・「気になるところにスプレー除菌、ところがまだまだいるんです、だからクレベリンでまとめて除菌」との音声、「ういてるくっつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像及び「クレベリン 置き型 150 g」から揮発した成分が、空気中に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・ニオイ を除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150 g」の商品パッケージ			
	平成30年 12月17 日から令和 4年4月2 1日までの 間	動画広告（以下 「動画広告①」 という。）	・「ういてるウイルス、菌にクレベリン」との音声及び「ういてるウイルス・菌」との文字の映像並びにキャビネットの上に置かれた「クレベリン 置き型 150 g」から揮発した成分が、空気中に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「医師がすすめる 空間除菌」との文字の映像 ・「ういてる、くっつき、まとめて除菌」との音声及び「ういてるくっつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像並びに「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・ニオイ を除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150 g」の商品パッケージ			室内空間 に浮遊す るウイル ス又は菌 が除去又 は除菌さ れる効果
	平成30年 12月17 日から令和 3年2月2 6日までの 間	テレビコマーシ ヤル（以下「テ レビコマーシャ ル①」という。）				

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
	平成30年 12月17 日から令和 4年4月2 1日までの 間	動画広告（以下 「動画広告②」 という。）	・「気になるところにスプレー除菌、ところがまだまだいるんです、だからクレベリンでまとめて除菌」との音声、「ういてるくつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像及び「クレベリン 置き型 150g」から揮発した成分が、空気中に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・ニオイ を除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150g」の商品パッケージ			
	平成30年 12月17 日から令和 3年2月2 6日までの 間	テレビコマーシ ヤル（以下「テ レビコマーシャ ル②」という。）	・「1グラムのホコリに菌はなんと約250万個、長時間空間を浮遊している可能性もあります、だからあなたのお家もしかするとこんな感じかも、どんなに手を洗っても、アルコールを使っても、除菌シートで拭いても、スプレーしても、見えないウイルス、菌がいっぱいいるかも、そこでクレベリン、クレベリンなら、なんと空間や物に付いたウイルス、菌を両方除去できる」との音声、空気中に大量の菌又はウイルスが浮遊しているイメージ映像、「クレベリン 置き型 150g」から成分が広がることで空気中に浮遊する菌又はウイルスが消えるイメージ映像、及び「空間や物に付いたウイルス・菌を除去※！」との文字の映像 ・「そう、あなたが今までやってきた除菌だけではまだまだ足りないのか、ではなぜクレベリンなのか、それは空間や物に付いたウイルス、菌を99.9パーセント除去」との音声及び「空			室内空間 に浮遊す るウイル ス又は菌 が99.9 パーセン ト除去又 は除菌さ れる効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			間や物に付いたウイルス・菌を99.9%除去※！」との文字の映像 ・「そんなクレベリンには空間や物に付いたウイルス、菌を除去できる置き型タイプを始め、用途に合わせて使えるスティックタイプとスプレータイプもあります」との音声並びに「クレベリン置き型150g」の映像及び「空間と物に付いたウイルス・菌を除去！」との文字の映像 ・「あなたもクレベリンでお家の中をすっきりと除菌しませんか」との音声、本件商品①の映像並びに「空間や物に付いたウイルス・菌にクレベリン」との文字の映像			
本件商品②	平成30年9月13日から令和4年4月21日までの間	商品パッケージ	・「空間に浮遊するウイルス・菌を除去※」 ・「身の回りの空間のウイルス・菌を除去するスティックタイプです。」 ・「用途」との記載と共に、電車のイラスト及び「電車・バスで」、ビルのイラスト及び「オフィスで」、病院のイラスト及び「病院で」並びに教室のイラスト及び「学校で」 ・「使用方法」及び人物の胸ポケットに本件商品②が掛けられているイラストと共に、「胸ポケットやネームホルダーにかける。」	電車、バス又はオフィス等において身に着ける	電車、バス又はオフィス等	身の回りの空間に浮遊するウイルス又は菌が除去される効果
		自社ウェブサイト	(別紙5) ・「オフィスや学校、病院など人の多い空間に浮かぶウイルスや菌にも、持ち運びタイプで対策。あなたの日常の近くにも、持ち運べるクレベリンです。」 ・「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※」 ・人物の胸ポケットに本件商品②が掛けられているイラスト及び人物の周りの空間に浮遊する二酸化塩素のイラストと共に、「空			

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※します。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「電車・バス」及び電車のイラスト、「オフィス」及びビルのイラスト、「病院」及び病院のイラスト並びに「学校」及び教室のイラスト ・「使用方法」及び人物の胸ポケットに本件商品②が掛けられているイラストと共に、「胸ポケットやネームホルダーにかける。」 (別紙 6)			
本件商品③	平成30年 9月14日 から令和4 年4月21 日までの間	商品パッケージ	・「空間に浮遊するウイルス・菌を除去※」 ・「身の回りの空間のウイルス・菌を除去するスティックタイプです。」 ・「用途」との記載と共に、「ベビー用具 ベビーベッド」及び本件商品③が掛けられたベビーベッドのイラスト並びに「デスク 仕事場のデスク 勉強机」及び本件商品③が置かれた机のイラスト ・「使用方法」、「ベビーベッドで使用する場合」との記載と共に、本件商品③が掛けられたベビーベッドのイラスト及び「デスクで使用する場合」との記載と共に、本件商品③が置かれた机のイラスト (別紙 7)	ベビーベッド、デスク等 ける又は置く	ベビーベッド、デスク等	設置箇所の周囲の空間に浮遊するウイルス又は菌が除去される効果
	令和元年9 月2日から 令和4年4 月21日ま での間	自社ウェブサイト	・「ベビーベッドや仕事場のデスク、勉強机など設置するスペースが少ない場所でもウイルスや菌の対策。あなたのパーソナルスペースの除菌に使えるクレベリンです。」 ・「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※」 ・「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※します。」			

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「ベビーベッド」及び本件商品③が掛けられたベビーベッドのイラスト並びに「デスク」及び本件商品③が置かれた机のイラスト ・「使用方法」、「ベビーベッドで使用する場合」との記載と共に、本件商品③が掛けられたベビーベッドのイラスト及び「デスクで使用する場合」との記載と共に、本件商品③が置かれた机のイラスト (別紙 8)			
本件商品④	平成30年 9月13日 から令和4 年4月21 日までの間	商品パッケージ	・「今気になるところのウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「空間（玄関、トイレ、浴室、洗面所）のウイルス除去・除菌※・消臭 気になる空間に、1 畳当り 1 回を目安にスプレーする。」 ・「用途 空間※&物体のウイルス除去・除菌・消臭にご使用いただけます。（※玄関、トイレ、浴室、洗面所）」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト、「浴室」及び浴室のイラスト、「洗面所」及び洗面所のイラスト並びに「玄関」、「空間」及び玄関のイラスト (別紙 9)	玄関、トイレ等の室内空間に噴霧する	玄関、トイレ等	室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果
	平成30年 9月14日 から令和4 年4月21 日までの間	自社ウェブサイト	・「キッチンなどの水場や、玄関の靴箱など、菌やニオイが気になるところを狙い打ちできるスプレータイプ。空間や空気の気になるところ、シュッとスプレーで解消しましょう。」 ・「空間※と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを二酸化塩素分子のチカラで除去」 ・室内空間にスプレーを噴霧するイラスト及び「空間除菌」 ・「空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。」			

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
本件商品⑤	平成30年 9月13日 から令和4 年4月21 日までの間	商品パッケージ	・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト、「キッチン」及びキッチンのイラスト、「浴室」及び浴室のイラスト、「洗面所」及び洗面所のイラスト並びに「玄関」及び玄関のイラスト ・「【空間のウイルス除去・除菌・消臭】気になる空間に、1 畳当たり 1 回を目安にスプレーしてください。」 (別紙 1 0)			
			・「今気になるところのウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「空間のウイルス除去・除菌※・消臭 気になる空間に、1 畳当たり 3 回を目安にスプレーする。」 ・「用途」及び「外出先の気になる空間 公共トイレ 宿泊先 車の中」 (別紙 1 1)	公共トイレ等の空間に噴霧する	公共トイレ等の空間	空間に浮遊するウイルス又は菌が除去は除菌される効果
			・「空間※と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを二酸化塩素分子のチカラで除去」 ・室内空間にスプレーを噴霧するイラスト及び「空間除菌」 ・「空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト並びに「浴室」及び浴室のイラスト ・「【空間のウイルス除去・除菌・消臭】気になる空間に、1 畳当たり 1 回を目安にスプレーしてください。」 (別紙 1 2)	公共トイレ等の空間に噴霧する	公共トイレ等の空間	室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去は除菌される効果

別表3

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
クレベリン置き型 60g	平成30年9月13日令和4年4月21日までの間	商品パッケージ	・「◎ご利用環境により成分の広がりとは異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別紙1)
クレベリン置き型 150g	平成30年9月13日令和4年4月21日までの間	商品パッケージ	・「◎ご利用環境により成分の広がりとは異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別紙2)
本件商品①	令和元年9月2日から令和3年3月8日までの間	自社ウェブサイト	・「※大幸薬品調べ 閉鎖空間で二酸化塩素又はクレベリン置き型により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 ・「※大幸薬品調べ 6畳相当(25㎡)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がりとは異なります。」 (別紙3)
		動画①	・「※イメージです」 ・「※大幸薬品調べ 6畳相当(25㎡)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がりとは異なります。」
		動画②	・「※大幸薬品調べ 6畳相当(25㎡)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がりとは異なります。」

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容
		動画③	・「※イメージ」 ・「※クレベリン置き型150gの場合」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 ・「※全てのウイルスや菌を除去できるものではありません。」 ・「※大幸薬品調べ」 ・「※6畳相当(25m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」
	令和3年3月8日 から令和4年 1月20日まで の間	自社ウェブサイト	・「※大幸薬品調べ 6畳相当(25m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 ・「※大幸薬品調べ 閉鎖空間で二酸化塩素又はクレベリン置き型により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」
		動画①	・「※イメージです」 ・「※大幸薬品調べ 6畳相当(25m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」
		動画②	・「※大幸薬品調べ 6畳相当(25m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容
	平成30年12月17日令和4年4月21日までの間	動画広告①	・「※イメージです」 ・「※大幸薬品調べ 6 畳相当(25 m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」
	平成30年12月17日から令和3年2月26日までの間	テレビコマーシャル①	
	平成30年12月17日令和4年4月21日までの間	動画広告②	・「※大幸薬品調べ 6 畳相当(25 m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」
	平成30年12月17日から令和3年2月26日までの間	テレビコマーシャル②	
	平成30年10月17日から令和3年3月12日までの間	動画広告③	・「※イメージ」 ・「※クレベリン置き型150gの場合」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 ・「※全てのウイルスや菌を除去できるものではありません。」 ・「※大幸薬品調べ」 ・「※6 畳相当(25 m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」
本件商品②	平成30年9月13日から令和	商品パッケージ	・「ご利用環境により成分の広がり異なります。」 ・「ウイルス・菌のすべてを除去できるものではありません。」

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
本件商品③	4年4月21日までの間		・「屋外では成分（二酸化塩素）が拡散されるため、屋内・室内でご使用ください。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別紙5)
	平成30年9月14日から令和4年4月21日までの間	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。（大幸薬品調べ）」 ・「●全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「●ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 ・「●屋外では成分（二酸化塩素）が拡散されるため、屋内・室内でご使用ください。」 (別紙6)
	平成30年9月14日から令和4年4月21日までの間	商品ページ	・「ご利用環境により成分の広がり異なります。」 ・「ウイルス・菌のすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別紙7)
	令和元年9月2日から令和4年4月21日までの間	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。（大幸薬品調べ）」 ・「●全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「●ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 (別紙8)
本件商品④	平成30年9月13日から令和4年4月21日までの間	商品ページ	・「◎ご使用になる広さ、使用状況により効果は異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。」 (別紙9)
	平成30年9月14日から令和4年4月21日までの間	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。（大幸薬品調べ）」 ・「※ご使用になる広さ、使用条件により効果は異なります。」 ・「※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。」 (別紙10)

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容
本件商品⑤	平成30年9月 13日から令和 4年4月21日 までの間	商品パッケージ	・「◎ご使用になる広さ、使用状況により効果は異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。」 (別紙11)
	平成30年9月 14日から令和 4年4月21日 までの間	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。(大幸薬品調べ)」 ・「※ご使用になる広さ、使用条件により効果は異なります。」 ・「※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。」 (別紙12)





置き型



ういてるウイルス・菌、 くっつきウイルス・菌、 まとめて除菌。

特許 二酸化塩素分子のチカラ
(特許登録番号：特許第5593423号)

* 大幸薬品調べ

閉鎖空間で二酸化塩素又はクレベリン置き型により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」を除去できる濃度になることを確認。

お家の中には、目には見えないけれど、小さなホコリやチリにくっついてウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっついたりしています。いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまうことも…。

クレベリン置き型は空間だけではなく、物に付着したウイルスや菌も99.9%除去してくれる製品。^{*}
色々な人が出入りする玄関や家族が集まるリビング、寝室などお家の中の様々な所で使える衛生対策のベースとなる製品です。

※大幸薬品調べ

6畳相当（25㎡）の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。

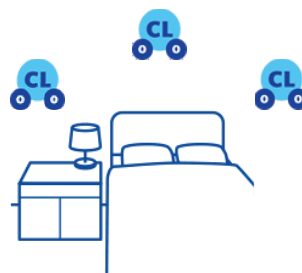
※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。

※ご利用環境により、成分の広がり異なります。



空間や物に付着しているウイルスや菌も99.9%除去^{*}

容量	居室等
60g	6～8畳
	約1ヶ月間
150g	8～12畳
	約2ヶ月間



ういてるくっつき ウイルス・菌 **まとめて除菌。**^{*}

特許 二酸化塩素分子のチカラ
(特許登録番号：特許第5593423号)

*

大幸薬品調べ

閉鎖空間で二酸化塩素又はクレベリン置き型により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。

閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」を除去できる濃度になることを確認。



TAIKO



※大幸薬品調べ

6畳相当(25㎡)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できることを確認。

※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。

※ご利用環境により、成分の広がり異なります。



こんなところでお使いください

寝室



リビング



その他

玄関、子供部屋、洗面所、トイレ、浴室、キッチン、ペットまわり等



製品に関するよくある質問はこちら

● 注意事項

1. 誤飲・誤食に注意。
2. 他製品とは混ぜない。
3. 鼻先で直接吸い込まない。
4. 高温及び直射日光を避けて幼児の手の届かないところで使用し、保管する。
5. 内容物がこぼれた時はすぐに拭き取る。
6. 使用中に不快な症状がみられた時は使用を中止する。

● 応急処置

1. 飲みこんだ時：吐かせず、すぐに口をすすいだ後に水か牛乳を飲ませ、医師に相談する。
2. 目に入った時：すぐに大量の水で洗い流し、直ちに必ず医師に相談する。
3. 皮膚についた時：すぐに大量の水と石鹸で洗い流す。異常があれば医師に相談する。

クレベリン
cleverin



トップ

製品情報

置き型

スティック ペンタイ

スティック フックタイ

スプレー

ミニスプレー

置き型ケース

ウイルス除去・除菌の仕組み

Copyright(C)2015 Taiko Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.
このサイトは日本の法令に準拠して作成されています。



TAIKO



TAIKO



LINE

置き型

ういてるウイルス・菌、 くっつきウイルス・菌、 まとめて除菌。*

お家の中には、目には見えないけれど、小さなホコリやチリにくっついてウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっついたりしています。

いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまうことも…。

クレベリン置き型は空間だけではなく、物に付着したウイルスや菌も99.9%除去してくれる製品。※
色々な人が出入りする玄関や家族が集まるリビング、寝室などお家の中の様々な所で使える衛生対策のベースとなる製品です。

※大幸薬品調べ

6畳相当（25㎡）の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。

※ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。

※ご利用環境により、成分の広がり異なります。



60g

6～8畳 / 約
1ヶ月

150g

8～12畳
/ 約2ヶ月

クレベリン 置き型は、ボトル内の液体に顆粒剤を混ぜ合わせたのち発生する二酸化塩素ガスが固化して封じ込め、ゲル化した表面より、使用期間にわたり徐放的に二酸化塩素ガスが揮散する製品です。

無人室内空間で使用した場合、（一社）日本二酸化塩素工業会が策定した「二酸化塩素ガスの室内濃度指針値」（一生涯にわたって吸い続けても健康への有害な影響がない濃度）付近となるように設計しています。

特許 二酸化塩素分子のチカラ
(特許登録番号：特許第5593423号)

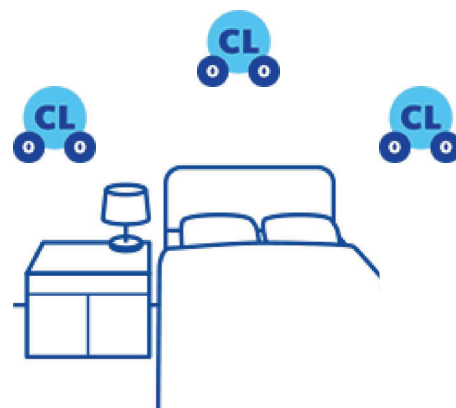
* 大幸薬品調べ

閉鎖空間で二酸化塩素又はクレベリン置き型により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。

閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」を除去できる濃度になることを確認。

空間や物に付着しているウイルスや菌も
99.9%除去^{*}

容量	居室等
60g	6～8畳
	約1ヶ月間
150g	8～12畳
	約2ヶ月間



ういてるくっつき ウイルス・菌 **まとめて除菌。**^{*}

特許 二酸化塩素分子のチカラ
(特許登録番号：特許第5593423号)

* 大幸薬品調べ

閉鎖空間で二酸化塩素又はクレベリン置き型により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」を除去できる濃度になることを確認。



TAIKO



※大幸薬品調べ

6畳相当(25㎡)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。

※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。

※ご利用環境により、成分の広がり異なります。

こんなところでお使いください

寝室

リビング



その他

玄関、子供部屋、洗面所、トイレ、浴室、キッチン、ペットまわり等

[製品に関するよくある質問はこちら](#)

TAIKO

注意事項

1. 誤飲・誤食に注意。
2. 他製品とは混ぜない。
3. 鼻先で直接吸い込まない。
4. 高温及び直射日光を避けて幼児の手の届かないところで使用し、保管する。
5. 内容物がこぼれた時はすぐに拭き取る。
6. 使用中に不快な症状がみられた時は使用を中止する。

● 応急処置

1. 飲みこんだ時：吐かせず、すぐに口をすすいだ後に水か牛乳をせ、医師に相談する。
2. 目に入った時：すぐに大量の水で洗い流し、直ちに必ず医師に相談する。
3. 皮膚についた時：すぐに大量の水と石鹸で洗い流す。異常があれば医師に相談する。



公式オンラインショップ

TAIKO DIRECT

トップ

製品情報

置き型

スティック
ペンタイプ

スティック
フックタイプ

スプレー

ミニスプレー

置き型
ケース

ウイルス除菌の仕
組み

導入企業

よくある
質問

企業・法人向け製
品情報

二酸化塩素のは
なし

海外販売
製品

公式オンラインシ
ョップ

Copyright(C)2015 Taiko Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

このサイトは日本の法令に準拠して作成されています。

TAIKO





スティック
ペンタイプ

LINE

便利な持ち運べるタイプ

特許 二酸化塩素分子のチカラ
(特許登録番号：特許第5593423号)

オフィスや学校、病院など人の多い空間に浮かぶウイルスや菌にも、持ち運びタイプで対策。あなたの日常の近くにいつも、持ち運べるクレベリンです。

内容量	1g×2本
成分	亜塩素酸ナトリウム液、高吸水性樹脂等



持ち運べるスティックタイプのクレベリン。 空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去

※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
(大幸薬品調べ)



空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去します。

※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
(大幸薬品調べ)

- 全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。
- ご利用環境により、成分の広がり異なります。
- 屋外では成分（二酸化塩素）が拡散されるため、屋内・室内でご使用ください。

こんなところでお使いください

電車・バス



病院



オフィス

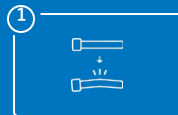


学校

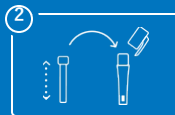


使用方法

TAIKO



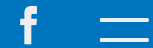
袋を開けてスティックを取り出し、「ポキッ」と音がするまで折り曲げる。



上下に数回振ってから、専用ケースに入れる。



胸ポケットやネームホルダーに付ける。2週間を目安に新しいスティックと交換する。



製品に関するよくある質問はこちら

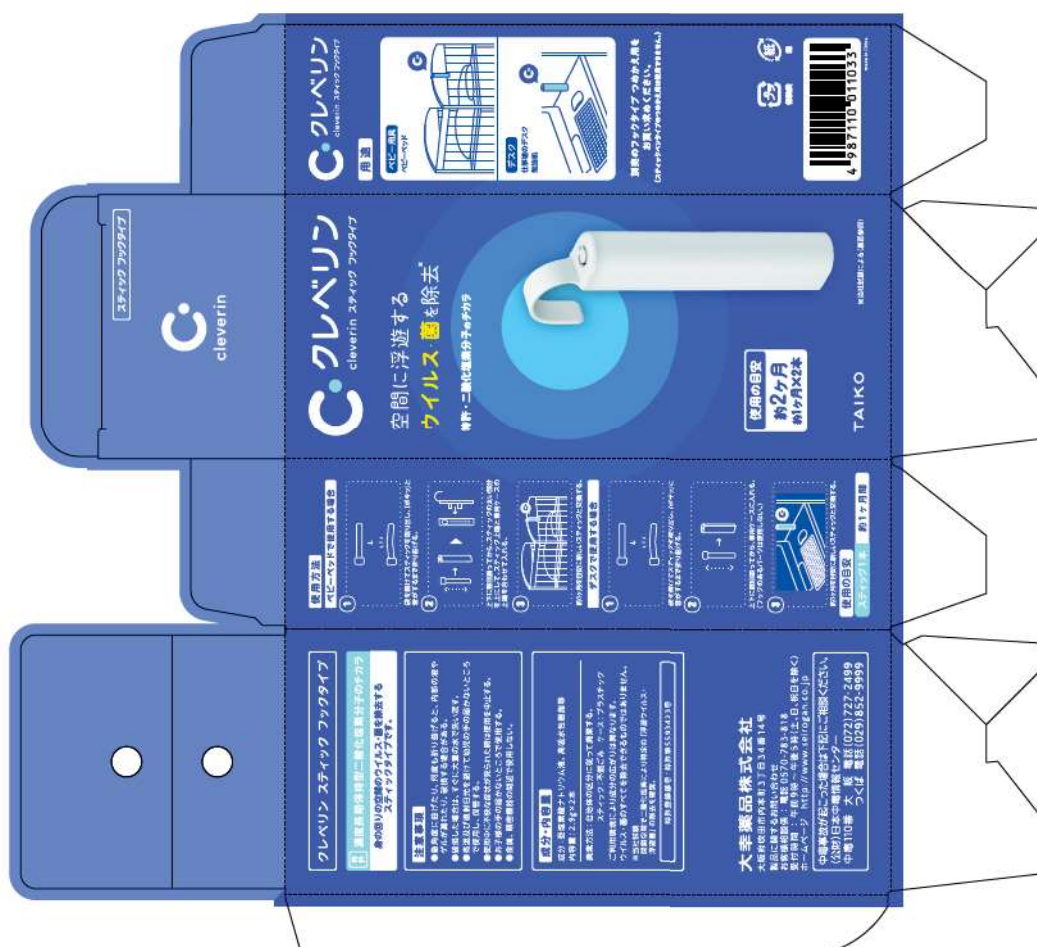


| トップ | 製品情報 | 置き型 | スティック ペンタイプ | スティック フックタイプ | スプレー | ミニスプレー | 置き型ケース | ウイルス除去・除菌の仕組み |

導入企業 よくある質問 企業・法人向け製品情報 二酸化塩素のはなし 海外販売製品

Copyright(C)2015 Taiko Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.
このサイトは日本の法令に準拠して作成されています。

TAIKO





スティック
フックタイプ



いろんな場所に掛けても 置いても使えるタイプ

特許 二酸化塩素分子のチカラ
(特許登録番号：特許第5593423号)

ベビーベッドや仕事場のデスク、勉強机など
設置するスペースが少ない場所でも
ウイルスや菌の対策。
あなたのパーソナルスペースの除菌に使えるク
レベリンです。

内容 量	2.9g×2本
成分	亜塩素酸ナトリウム液、高吸水性樹脂 等



掛けても置いても使えるタイプのクレベリン。 空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去^{*}

※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
(大幸薬品調べ)



空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去します。

※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
(大幸薬品調べ)

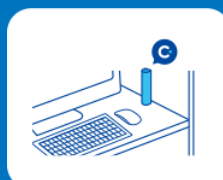
- 全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。
- ご利用環境により、成分の広がり異なります。

こんなところでお使いください

ベビーベッド



デスク



TAIKO

使用方法

ベビーベッドで使用する場合

- ① 袋を開けてスティックを取り出し、「ポキッ」と音がするまで折り曲げる。
- ② 上下に数回振ってから、スティックの太い部分を上にして、スティック上端と専用ケースの上端を合わせて入れる。
- ③ 約1ヶ月を目安に新しいスティックと交換する。

デスクで使用する場合

- ① 袋を開けてスティックを取り出し、「ポキッ」と音がするまで折り曲げる。
- ② 上下に数回振ってから、専用ケースに入れる。(フックのあるパーツは使用しない)
- ③ 約1ヶ月を目安に新しいスティックと交換する。

[製品に関するよくある質問はこちら](#)

クレベリン
cleverin



[トップ](#) |
 [製品情報](#) |
 [置き型](#) |
 [スティック ペンタイ](#) |
 [スティック フックタイ](#) |
 [スプレー](#) |
 [ミニスプレー](#) |
 [置き型ケース](#) |
 [ウイルス除去・除菌の仕組み](#)

[導入企業](#) |
 [よくある質問](#) |
 [企業・法人向け製品情報](#) |
 [二酸化塩素のはなし](#) |
 [海外販売製品](#)

Copyright(C)2015 Taiko Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.
このサイトは日本の法令に準拠して作成されています。

TAIKO

気になるところに シュッとスプレー

キッチンなどの水場や、玄関の靴箱など、
菌やニオイが気になるところを狙い打ちできるスプレタイプ。

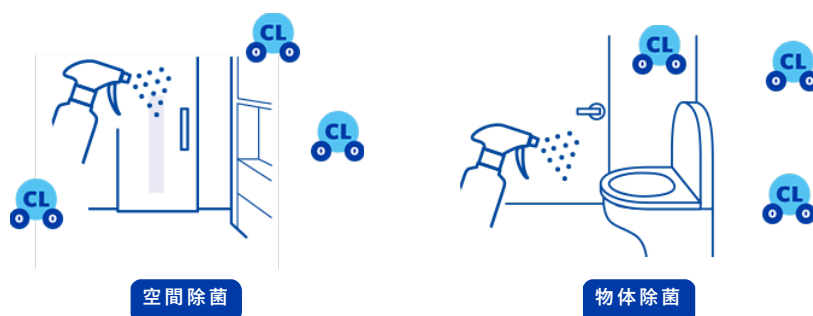
空間や空気の気になるところ、
シュッとスプレーで解消しましょう。

内容量	300mL
成分	二酸化塩素液、界面活性剤、 シリコン系消泡剤



空間と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを 二酸化塩素分子のチカラで除去

※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の
「ウイルス・浮遊菌」を除去できる濃度になることを確認。(大幸薬品調べ)

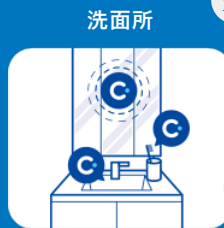


空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。
二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。

※ご使用になる広さ、使用条件により効果は異なります。
※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。
※色物の繊維、皮革製品、毛皮等、色落ちの恐れがあるものにかからないように
使用してください。(漂白する恐れがある)

こんなところでお使いください

TAIKO



その他

ドアノブ、テーブル、介護用品、ペット用品、エアコンフィルター、タバコ臭

使用方法



付属スプレーを取り付け、ノズルを「ON」にしてスプレーする

【空間のウイルス除去・除菌・消臭】

気になる空間に、1畳当たり1回を目安にスプレーしてください。

色物の繊維(衣服、じゅうたん、布製の壁紙等)、皮革製品、毛布、精密機器等には直接かからないようにしてください。

【物体のウイルス除去・除菌】

表面が十分濡れる程度にスプレーしてください。スプレー後、しばらく置いて布等で拭き取ってください。

【吐しゃ物、排泄物、生ゴミ等のウイルス除去・除菌・消臭】

吐しゃ物等には事前に空間にスプレーし、紙タオルで被い、その上からスプレーしてください。生ゴミには直接スプレーしてください。

【カビの除去】

カビに近づけて十分スプレーしてください。洗い流さずにそのまま放置してください。しつこいカビには数回繰り返してください。(菌糸伸長により発生した黒ずみは漂白できません)

製品に関するよくある質問はこちら

● 注意事項

1. 誤飲に注意。
2. スプレー装着後の使用期限は6ヶ月。
3. 一度に大量に使用しない。
4. 人やペット、植物等の生き物に直接スプレーしない。
5. 用途以外に使用しない。
6. 高温および直射日光を避けて幼児の手の届かないところで使用し、保管する。
7. 不快な症状がみられたときは使用を中止する。

● 応急処置

1. 多量に飲みこんだ時：吐かせず、すぐに口をすすいだ後に水か牛乳を飲ませ、医師に相談する。
2. 目に入った時：すぐに大量の水で洗い流し、直ちに必ず医師に相談する。

8. 繊維等、色落ちの恐れのあるものにかからないようにする。（漂白する恐れがある）
9. 精密機械には直接スプレーしない。
10. 単独で使用する。



TAIKO



| トップ | 製品情報 | 置き型 | スティック ペンタイ | スティック フックタイ | スプレー | ミニスプレー | 置き型ケー | ウイルス除去・除菌の仕組 |

導入企業 よくある質問 企業・法人向け製品情報 二酸化塩素のはなし 海外販売製品



Copyright(C)2015 Taiko Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.
このサイトは日本の法令に準拠して作成されています。

TAIKO



手軽に外でもサッと除菌

乗り物の中や、ホテルや公共トイレなど、たくさんの人が触れるからこそ気になる外出先で使うあれこれ。

そんなときにもミニスプレーがあれば手軽にサッと、除菌できちゃいます。

内容量	60mL
成分	二酸化塩素液、界面活性剤、シリコン系消泡剤

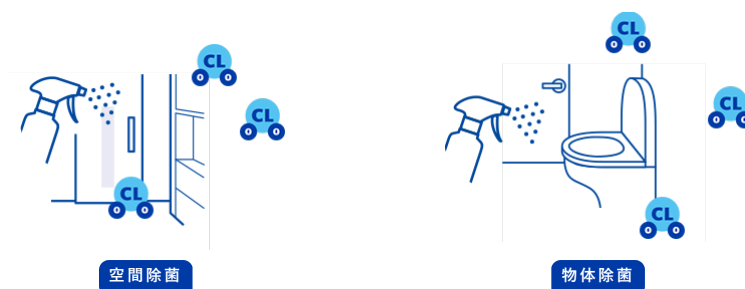
ミニスプレー

LINE



空間と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを 二酸化塩素分子のチカラで除去

※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の「ウイルス・浮遊菌」を除去できる濃度になることを確認。（大幸薬品調べ）



空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。
二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。

※ご使用になる広さ、使用条件により効果は異なります。

※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。

※色物の繊維、皮革製品、毛皮等、色落ちの恐れがあるものにかからないように使用してください。（漂白する恐れがある）

こんなところでお使いください

トイレ



浴室

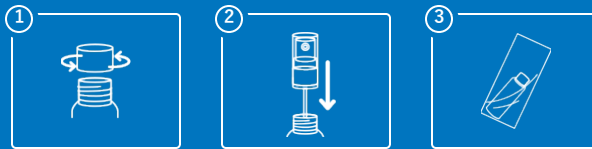


その他

飲食店のテーブル・イス、乗物内のテーブル、タッチパネル

使用方法

TAIKO



付属スプレーを取り付け、ノズルを「ON」にしてスプレーする



【空間のウイルス除去・除菌・消臭】

気になる空間に、1畳当たり1回を目安にスプレーしてください。

色物の繊維(衣服、じゅうたん、布製の壁紙等)、皮革製品、毛布、精密機器等には直接かからないようにしてください。



【物体のウイルス除去・除菌】

表面が十分濡れる程度にスプレーしてください。スプレー後、しばらく置いて布等で拭き取ってください。

【吐しゃ物、排泄物、生ゴミ等のウイルス除去・除菌・消臭】

吐しゃ物等には事前に空間にスプレーし、紙タオルで被い、その上からスプレーしてください。生ゴミには直接スプレーしてください。

【カビの除去】

カビに近づけて十分スプレーしてください。洗い流さずにそのまま放置してください。しつこいカビには数回繰り返してください。(菌糸伸長により発生した黒ずみは漂白できません)

製品に関するよくある質問はこちら

● 注意事項

1. 誤飲に注意。
2. スプレー装着後の使用期限は6ヶ月。
3. 一度に大量に使用しない。
4. 人やペット、植物等の生き物に直接スプレーしない。
5. 用途以外に使用しない。
6. 高温および直射日光を避けて幼児の手の届かないところで使用し、保管する。
7. 不快な症状がみられたときは使用を中止する。
8. 繊維等、色落ちの恐れのあるものにかからないようにする。
(漂白する恐れがある)
9. 精密機械には直接スプレーしない。
10. 単独で使用する。

● 応急処置

1. 多量に飲みこんだ時：吐かせず、すぐに口をすすいだ後に水か牛乳を飲ませ、医師に相談する。
2. 目に入った時：すぐに大量の水で洗い流し、直ちに必ず医師に相談する。



| トップ | 製品情報 | 置き型 | スティック ペンタイプ | スティック フックタイプ | スプレー | ミニスプレー | 置き型ケース | ウイルス除去・除菌の仕組み |

導入企業 よくある質問 企業・法人向け製品情報 二酸化塩素のはなし 海外販売製品

Copyright(C)2015 Taiko Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.
このサイトは日本の法令に準拠して作成されています。

TAIKO

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫

に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

- 第十条** 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
 - 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置

- を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
- 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
- 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計

算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

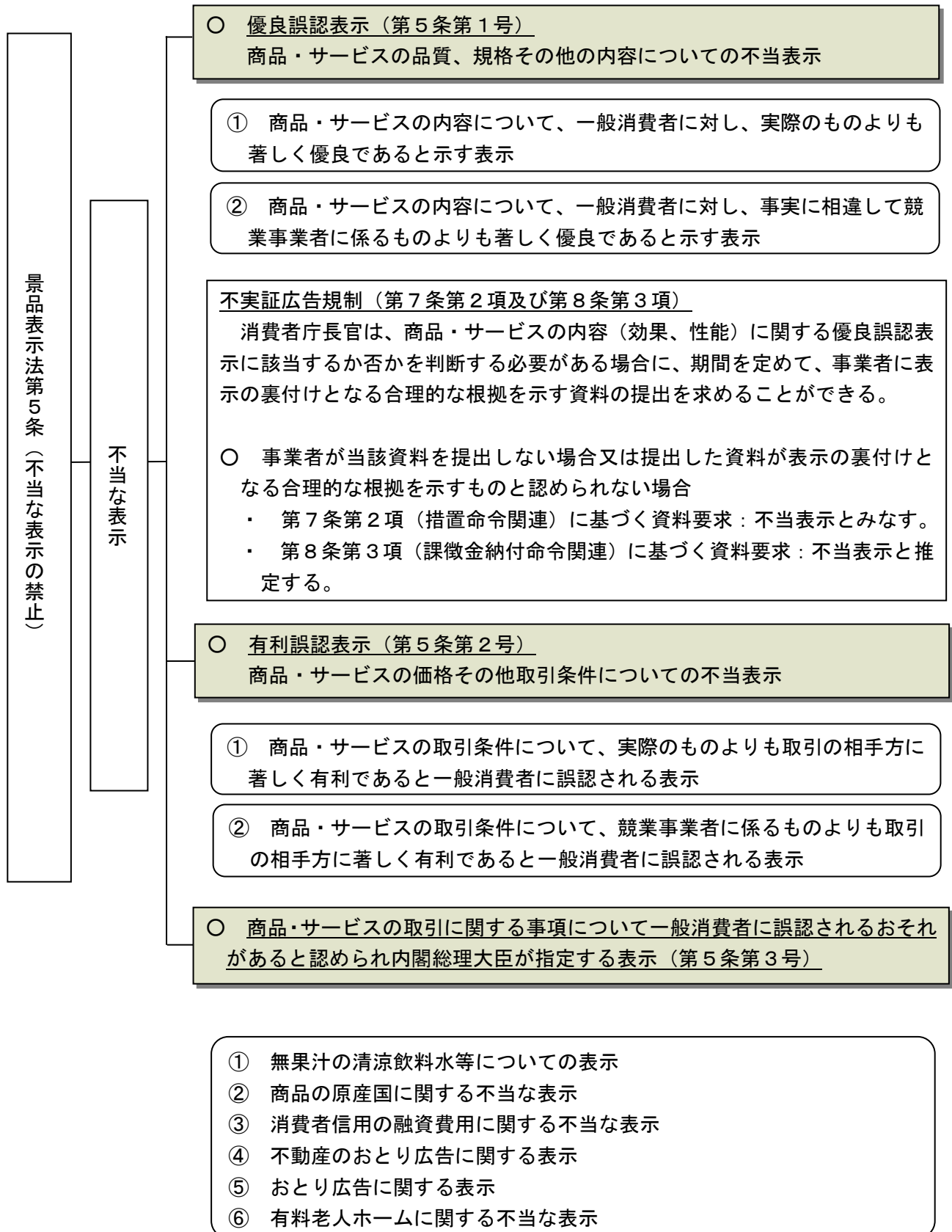
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

- ・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・対象期間：3年間に上限とする。
- ・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められないときは、課徴金を賦課しない。
- ・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合
返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

課徴金額の減額

課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第403号
令和5年4月11日

大幸薬品株式会社
代表取締役 柴田 高 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「クレベリン 置き型 60g」及び「クレベリン 置き型 150g」と称する商品（以下これらを併せて「本件商品①」という。）、「クレベリン スティック ペンタイプ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）、「クレベリン スティック フックタイプ」と称する商品（以下「本件商品③」という。）、「クレベリン スプレー」と称する商品（以下「本件商品④」という。）並びに「クレベリン ミニスプレー」と称する商品（以下「本件商品⑤」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件5商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

大幸薬品株式会社（以下「大幸薬品」という。）は、課徴金として金6億744万円を令和5年11月13日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、大幸薬品が自己の供給する本件5商品の各商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件5商品の各商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件5商品の

各商品である。

イ(ア) 本件 5 商品の各商品について、大幸薬品が前記 1 の課徴金対象行為をした期間は、それぞれ、別表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間である。

(イ) 大幸薬品は、本件 5 商品の各商品について、それぞれ、前記 1 の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から 6 月を経過する日以前の令和 4 年 5 月 3 日に、前記 1 の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成 28 年内閣府令第 6 号）第 8 条に規定する措置をとっていると認められるところ、大幸薬品が前記 1 の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後取引をした日は、それぞれ、別表「最後取引をした日」欄記載の日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、本件 5 商品の各商品について、前記 1 の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、景品表示法第 8 条第 2 項の規定により、それぞれ、前記(イ)の課徴金対象行為をした期間に当該課徴金対象行為をやめてから前記(イ)の最後取引をした日までの期間を加えた期間の末日から遡って 3 年間となるところ、それぞれ、別表「課徴金対象期間」欄記載の期間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件 5 商品の各商品に係る大幸薬品の売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号）第 1 条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表「売上額」欄記載の額である。

エ 大幸薬品は、本件 5 商品の各商品について、それぞれ、当該表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記 1 の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第 8 条第 1 項第 1 号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、大幸薬品が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第 8 条第 1 項の規定により、前記(1)ウの本件 5 商品の各商品の売上額に、それぞれ、100 分の 3 を乗じて得た額から、同法第 12 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切り捨てて算出した別表「課徴金額」欄記載の額を合計した 6 億 7 4 4 万円である。

よって、大幸薬品に対し、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

＜法律に基づく教示＞

1 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第 1 項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

番号	商品名	課徴金対象行為をした期間	最後に取引をした日	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
1	本件商品①	平成30年9月13日から 令和4年4月21日までの間	令和4年5月2日	令和元年5月3日から 令和4年5月2日までの間	15,073,492,600	452,200,000
2	本件商品②	平成30年9月13日から 令和4年4月21日までの間	令和4年5月2日	令和元年5月3日から 令和4年5月2日までの間	3,579,505,492	107,380,000
3	本件商品③	平成30年9月14日から 令和4年4月21日までの間	令和4年5月2日	令和元年5月3日から 令和4年5月2日までの間	398,363,209	11,950,000
4	本件商品④	平成30年9月13日から 令和4年4月21日までの間	令和4年4月28日	平成31年4月29日から 令和4年4月28日までの間	1,052,183,925	31,560,000
5	本件商品⑤	平成30年9月13日から 令和4年4月21日までの間	令和4年4月28日	平成31年4月29日から 令和4年4月28日までの間	145,133,135	4,350,000

消費者庁長官が認定した事実、次のとおりである。

- 1 大幸薬品株式会社（以下「大幸薬品」という。）は、大阪府吹田市内本町三丁目34番14号に本店を置き、日用品雑貨の製造販売業等を営む事業者である。
- 2 大幸薬品は、「クレベリン 置き型 60g」及び「クレベリン 置き型 150g」と称する商品（以下これらを併せて「本件商品①」という。）、「クレベリン スティック ペンタイプ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）、「クレベリン スティック フックタイプ」と称する商品（以下「本件商品③」という。）、「クレベリン スプレー」と称する商品（以下「本件商品④」という。）並びに「クレベリン ミンスプレー」と称する商品（以下「本件商品⑤」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件5商品」という。）を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- 3 大幸薬品は、本件5商品に係る商品パッケージ、「TAIKO」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）、地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル（以下「テレビコマーシャル」という。）及び「YouTube」と称する動画共有サービスにおける動画広告（以下「動画広告」という。）の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) 大幸薬品は、本件5商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「クレベリン 置き型 60g」について、平成30年9月13日から令和4年4月21日までの間、商品パッケージにおいて、「空間に浮遊するウイルス・菌・ニオイを除去※」、「用途 空間のウイルス除去・除菌・消臭にご使用いただけます。」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件5商品を使用すれば、本件5商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「場所」欄記載の場所において、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果等の同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、大幸薬品に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、大幸薬品は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
 なお、大幸薬品は、前記(1)の表示について、例えば、「クレベリン 置き型 60g」について、平成30年9月13日から令和4年4月21日までの間、商品パッケージにおいて、「◎ご利用環境により成分の広がり異なります。」、「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」及び「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」と表示するなど、別

表 2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記(1)の表示から受ける本件 5 商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

別表 1

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
クレベリン 置き型 6 0 g	平成30年 9月13日 から令和4 年4月21 日までの間	商品パッケージ	・「空間に浮遊するウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「用途 空間のウイルス除去・除菌・消臭にご使用いただけます。」との記載と共に、「リビング」及びリビングのイラスト、「寝室」及び寝室のイラスト並びに「その他、玄関、子供部屋、洗面所、トイレ、浴室、キッチン、ペットまわり等」 ・「使用の目安 居室等 6～8畳」 ・「使用方法」及び「④安定な場所に置く。」	リビング等の室内に設置	リビング等	室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果
クレベリン 置き型 1 50 g			・「空間に浮遊するウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「用途 空間のウイルス除去・除菌・消臭にご使用いただけます。」との記載と共に、「リビング」及びリビングのイラスト、「寝室」及び寝室のイラスト並びに「その他、玄関、子供部屋、洗面所、トイレ、浴室、キッチン、ペットまわり等」 ・「使用の目安 居室等 8～12畳」 ・「使用方法」及び「④安定な場所に置く。」			
本件商品①	令和元年9 月2日から 令和3年3 月8日まで の間	自社ウェブサイト	・「ういてるウイルス・菌、くつきウイルス・菌、まとめて除菌。」※ ・「お家の中には、目には見えないけれど、小さなホコリやチリにくっついてウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっついていたりしています。いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまうことも…。クレベリン置き型は空間だけではなく、物に付着したウイルスや菌も99.9%除去してくれる製品。※ 色々な人が出入りする玄関や家族が集まるリビング、寝室などお家の中の様々な所で使える衛生対策のベースとなる製品です。」			室内空間に浮遊するウイルス又は菌が99.9%パーセント除去又は除菌される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			・「空間や物に付着しているウイルスや菌も99.9%除去※」 ・「容量」及び「居室等」、「60g」及び「6～8畳」並びに「150g」及び「8～12畳」と記載された表 ・「ういてる くつつき ウイルス・菌 まとめて除菌※。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「寝室」及び「寝室のイラスト」、「リビング」及びリビングのイラスト並びに「その他 玄関、子供部屋、洗面所、トイレ、浴室、キッチン、ペットまわり等」			
		自社ウェブサイトの「ういてる ウイルス・菌」と記載のある動画をクリックすると再生される動画（以下「動画①」という。）	・「ういてるウイルス、菌にクレベリン」との音声及び「ういてる ウイルス・菌」との文字の映像並びにキャネットの上に置かれた「クレベリン 置き型 150g」から揮発した成分が、空气中に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「医師がすすめる 空間除菌」との文字の映像 ・「ういてる、くつつき、まとめて除菌」との音声及び「ういてる くつつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像並びに「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・ニオイ を除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150g」の商品パッケージ			
		自社ウェブサイトの「※イメージです」と記載のある動画をクリックすると再生される動画	・「気になるところにスプレー除菌、ところがまだだいるんです、だからクレベリンでまとめて除菌」との音声、「ういてる くつつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像及び「クレベリン 置き型 150g」から揮発した成分が、空气中に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・			

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
		(以下「動画②」という。) 自社ウェブサイトの「空間や物に付いたウイルス・菌を除去※！」と記載のある動画をクリップすると再生される動画（以下「動画③」という。）	ニオイを除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150g」の商品パッケージ（別添写し3） ・「1グラムのホコリに菌はなんと約250万個、長時間空間を浮遊している可能性もあるのです、だからあなたのお家もしかするとこんな感じかも、どんなに手を洗っても、アルコールを使っても、除菌シートで拭いても、スプレーしても、見えないウイルス、菌がいっぱいいるかも、そこでクレベリン、クレベリンなら、なんと空間や物に付いたウイルス、菌を両方除去できる」との音声、空気中に大量の菌又はウイルスが浮遊しているイメージ映像、「クレベリン 置き型 150g」から成分が広がることで空気中に浮遊する菌又はウイルスが消えるイメージ映像、及び「空間や物に付いたウイルス・菌を除去※！」との文字の映像 ・「そう、あなたが今までやってきた除菌だけではまだまだ足りないのかも、ではなぜクレベリンなのか、それは空間や物に付いたウイルス、菌を99.9パーセント除去」との音声及び「空間や物に付いたウイルス・菌を99.9%除去※！」との文字の映像 ・「そんなクレベリンには空間や物に付いたウイルス、菌を除去できる置き型タイプを始め、用途に合わせて使えるスティックタイプとスプレータイプもあります」との音声並びに「クレベリン 置き型 150g」の映像及び「空間と物に付いたウイルス・菌を除去！」との文字の映像 ・「あなたもクレベリンでお家の中をすっきりと除菌しませんか」との音声、本件商品①の映像並びに「空間や物に付いたウイルス			

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			ス・菌にクレベリン」との文字の映像 (別添写し3)			室内空間 に浮遊す るウイルス ス又は菌 が99.9 パーセン ト除去又 は除菌さ れる効果
	令和3年3 月8日から 令和4年1 月20日ま での間	自社ウェブサイ ト	・「ういてるウイルス・菌、くっつきウイルス・菌、まとめて除菌。 *」 ・「お家の中には、目には見えないけれど、小さなホコリやチリに くっついてウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっつ いたりしています。いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまう ことも…。クレベリン置き型は空間だけではなく、物に付着した ウイルスや菌も99.9%除去してくれる製品。＊色々な人が 出入りする玄関や家族が集まるリビング、寝室などお家の中の 様々な所で使える衛生対策のベースとなる製品です。」 ・「空間や物に付着しているウイルスや菌も99.9%除去＊」 ・「容量」及び「居室等」、「60g」及び「6～8畳」並びに「1 50g」及び「8～12畳」と記載された表 ・「ういてる くっつき ウイルス・菌 まとめて除菌*。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「寝室」及 び寝室のイラスト、「リビング」及びリビングのイラスト並びに 「その他 玄関、子供部屋、洗面所、トイレ、浴室、キッチン、 ペットまわり等」			
		動画①	・「ういてるウイルス、菌にクレベリン」との音声及び「ういてる ウイルス・菌」との文字の映像並びにキャベネットの上に置かれ た「クレベリン 置き型 150g」から揮発した成分が、空 気に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「医師がすすめる 空間除菌」との文字の映像 ・「ういてる、くっつき、まとめて除菌」との音声及び「ういてる			

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			くっつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像並びに「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・ニオイ を除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150 g」の商品パッケージ (別添写し4)			
		動画②	・「気になるところにスプレー除菌、ところがまだまだいるんです、だからクレベリンでまとめて除菌」との音声、「ういてるくっつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像及び「クレベリン 置き型 150 g」から揮発した成分が、空気中に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・ニオイ を除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150 g」の商品パッケージ (別添写し4)			
	平成30年 12月17 日から令和 4年4月2 1日までの 間	動画広告（以下 「動画広告①」 という。）	・「ういてるウイルス、菌にクレベリン」との音声及び「ういてるウイルス・菌」との文字の映像並びにキャビネットの上に置かれた「クレベリン 置き型 150 g」から揮発した成分が、空気中に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「医師がすすめる 空間除菌」との文字の映像 ・「ういてる、くっつき、まとめて除菌」との音声及び「ういてるくっつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像並びに「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・ニオイ を除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150 g」の商品パッケージ (別添写し5)			室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去される効果
		テレビコマーシャル（以下「テレビコマーシャル①」という。）				

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
	平成30年 12月17 日から令和 4年4月2 1日までの 間	動画広告（以下 「動画広告②」 という。）	・「気になるところにスプレー除菌、ところがまだまだいるんです、だからクレベリンでまとめて除菌」との音声、「ういてるくっつき ウイルス・菌 まとめて除菌。」との文字の映像及び「クレベリン 置き型 150g」から揮発した成分が、空気中に浮遊する菌又はウイルスを捕集するイメージ映像 ・「クレベリン」との音声及び「空間に浮遊する ウイルス・菌・ニオイ を除去※」との記載がある「クレベリン 置き型 150g」の商品パッケージ (別添写し6)			
	平成30年 12月17 日から令和 3年2月2 6日までの 間	テレビコマーシ ヤル（以下「テ レビコマーシャ ル②」という。）				
	平成30年 10月17 日から令和 3年3月1 2日までの 間	動画広告（以下 「動画広告③」 という。）	・「1グラムのホコリに菌はなんと約250万個、長時間空間を浮遊している可能性もあります、だからあなたのお家もしかするとこんな感じかも、どんなに手を洗っても、アルコールを使っても、除菌シートで拭いても、スプレーしても、見えないウイルス、菌がいっぱいいるかも、そこでクレベリン、クレベリンなら、なんと空間や物に付いたウイルス、菌を両方除去できる」との音声、空気中に大量の菌又はウイルスが浮遊しているイメージ映像、「クレベリン 置き型 150g」から成分が広がることで空気中に浮遊する菌又はウイルスが消えるイメージ映像、及び「空間や物に付いたウイルス・菌を除去※！」との文字の映像 ・「そう、あなたが今までやってきた除菌だけではまだまだ足りていないのかも、ではなぜクレベリンなのか、それは空間や物に付いたウイルス、菌を99.9パーセント除去」との音声及び「空			室内空間に浮遊するウイルス又は菌が99.9パーセント除去又は除菌される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
本件商品②	平成30年9月13日から令和4年4月21日までの間	商品パッケージ	表示内容 間や物に付いたウイルス・菌を99.9%除去※!」との文字の映像 ・「そんなクレベリンには空間や物に付いたウイルス、菌を除去できる置き型タイプを始め、用途に合わせて使えるスティックタイプとスプレータイプもあります」との音声並びに「クレベリン置き型150g」の映像及び「空間と物に付いたウイルス・菌を除去!」との文字の映像 ・「あなたもクレベリンでお家の中をすっきりと除菌しませんか!」との音声、本件商品①の映像並びに「空間や物に付いたウイルス・菌にクレベリン」との文字の映像 (別添写し7)	電車、バス又はオフイス等に身に着ける	電車、バス又はオフイス等	身の周りの空間に浮遊するウイルス又は菌が除去される効果
			・「空間に浮遊するウイルス・菌を除去※」 ・「身の周りの空間のウイルス・菌を除去するスティックタイプです。」 ・「用途」との記載と共に、電車のイラスト及び「電車・バスで」、ビルのイラスト及び「オフイスで」、病院のイラスト及び「病院で」並びに教室のイラスト及び「学校で」 ・「使用方法」及び人物の胸ポケットに本件商品②が掛けられているイラストと共に、「胸ポケットやネームホルダーにかけろ。」 (別添写し8)	電車、バス又はオフイス等に身に着ける	電車、バス又はオフイス等	身の周りの空間に浮遊するウイルス又は菌が除去される効果
本件商品②	平成30年9月14日から令和4年4月21日までの間	自社ウェブサイト	・「オフィスや学校、病院など人の多い空間に浮かぶウイルスや菌にも、持ち運びタイプで対策。あなたの日常の近くにいつも、持ち運べるクレベリンです。」 ・「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※」 ・人物の胸ポケットに本件商品②が掛けられているイラスト及び人物の周りの空間に浮遊する二酸化塩素のイラストと共に、「空			

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※します。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「電車・バス」及び電車のイラスト、「オフィス」及びビルのイラスト、「病院」及び病院のイラスト並びに「学校」及び教室のイラスト ・「使用方法」及び人物の胸ポケットに本件商品②が掛けられているイラストと共に、「胸ポケットやネームホルダーにかける。」(別添写し9)			
本件商品③	平成30年9月14日から令和4年4月21日までの間	商品パッケージ	・「空間に浮遊するウイルス・菌を除去※」 ・「身の回りの空間のウイルス・菌を除去するスティックタイプです。」 ・「用途」との記載と共に、「ベビー用具 ベビーベッド」及び本件商品③が掛けられたベビーベッドのイラスト並びに「デスク 仕事場のデスク 勉強机」及び本件商品③が置かれた机のイラスト ・「使用方法」、「ベビーベッドで使用する場合」との記載と共に、本件商品③が掛けられたベビーベッドのイラスト及び「デスクで使用する場合」との記載と共に、本件商品③が置かれた机のイラスト (別添写し10)	ベビーベッド、デスク等 ける又は置く	ベビーベッド、デスク等	設置箇所の周囲の空間に浮遊するウイルス又は菌が除去される効果
	令和元年9月2日から令和4年4月21日までの間	自社ウェブサイト	・「ベビーベッドや仕事場のデスク、勉強机など設置するスペースが少ない場所でもウイルスや菌の対策。あなたのパーソナルスペースの除菌に使えるクレベリンです。」 ・「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※」 ・「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※します。」			

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「ベビーベッド」及び本件商品③が掛けられたベビーベッドのイラスト並びに「デスク」及び本件商品③が置かれた机のイラスト ・「使用方法」、「ベビーベッドで使用する場合」との記載と共に、本件商品③が掛けられたベビーベッドのイラスト及び「デスクで使用する場合」との記載と共に、本件商品③が置かれた机のイラスト			
本件商品④	平成30年 9月13日 から令和4 年4月21 日までの間	商品パッケージ	(別添写し11) ・「今気になるところのウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「空間（玄関、トイレ、浴室、洗面所）のウイルス除去・除菌※・消臭 気になる空間に、1 畳当り 1 回を目安にスプレーする。」 ・「用途 空間※&物体のウイルス除去・除菌・消臭にご使用いただけます。（※玄関、トイレ、浴室、洗面所）」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト、「浴室」及び浴室のイラスト、「洗面所」及び洗面所のイラスト並びに「玄関」、「空間」及び玄関のイラスト	玄関、トイレ等の室内空間に噴霧する	玄関、トイレ等	室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果
	平成30年 9月14日 から令和4 年4月21 日までの間	自社ウェブサイト	(別添写し12) ・「キッチンなどの水場や、玄関の靴箱など、菌やニオイが気になるところを狙い打ちできるスプレータイプ。空間や空気の気になるところ、シュッとスプレーで解消しましょう。」 ・「空間※と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを二酸化塩素分子のチカラで除去」 ・室内空間にスプレーを噴霧するイラスト及び「空間除菌」 ・「空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。」			

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
本件商品⑤	平成30年 9月13日 から令和4 年4月21 日までの間	商品パッケージ	・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト、「キッチン」及びキッチンのイラスト、「浴室」及び浴室のイラスト、「洗面所」及び洗面所のイラスト並びに「玄関」及び玄関のイラスト ・「【空間のウイルス除去・除菌・消臭】気になる空間に、1 畳当たり 1 回を目安にスプレーしてください。」 (別添写し13)			
			・「今気になるところのウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「空間のウイルス除去・除菌※・消臭 気になる空間に、1 畳当たり 3 回を目安にスプレーする。」 ・「用途」及び「外出先の気になる空間 公共トイレ 宿泊先 車の中」 (別添写し14)	公共トイレ等の空間に噴霧する	公共トイレ等の空間	空間に浮遊するウイルス又は菌が除去は除菌される効果
			・「空間※と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを二酸化塩素分子のチカラで除去」 ・室内空間にスプレーを噴霧するイラスト及び「空間除菌」 ・「空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト並びに「浴室」及び浴室のイラスト ・「【空間のウイルス除去・除菌・消臭】気になる空間に、1 畳当たり 1 回を目安にスプレーしてください。」 (別添写し15)	公共トイレ等の空間に噴霧する	公共トイレ等の空間	空間に浮遊するウイルス又は菌が除去は除菌される効果

別表 2

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容
クレベリン 置き型 6 0 g	平成 3 0 年 9 月 1 3 日 令和 4 年 4 月 2 1 日まで の間	商品パッケ ージ	・「◎ご利用環境により成分の広がりとは異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別添写し 1)
クレベリン 置き型 1 5 0 g	平成 3 0 年 9 月 1 3 日 令和 4 年 4 月 2 1 日まで の間	商品パッケ ージ	・「◎ご利用環境により成分の広がりとは異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別添写し 2)
本件商品①	令和元年 9 月 2 日から 令和 3 年 3 月 8 日までの 間	自社ウェブ サイト	・「※大幸薬品調べ 閉鎖空間で二酸化塩素又はクレベリン置き型により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 ・「※大幸薬品調べ 6 畳相当(2 5 m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を 1 8 0 分間で 9 9. 9 %除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がりとは異なります。」 (別添写し 3)
		動画①	・「※イメージです」 ・「※大幸薬品調べ 6 畳相当(2 5 m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を 1 8 0 分間で 9 9. 9 %除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がりとは異なります。」 (別添写し 3)
		動画②	・「※大幸薬品調べ 6 畳相当(2 5 m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を 1 8 0 分間で 9 9. 9 %除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がりとは異なります。」

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
			(別添写し3)
		動画③	・「※イメージ」 ・「※クレベリン置き型150gの場合」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 ・「※全てのウイルスや菌を除去できるものではありません。」 ・「※大幸薬品調べ」 ・「※6畳相当(25m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」
	令和3年3月8日から令和4年1月20日までの間	自社ウェブサイト	・「※大幸薬品調べ 6畳相当(25m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 ・「※大幸薬品調べ 閉鎖空間で二酸化塩素又はクレベリン置き型により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」
		動画①	(別添写し4)
			(別添写し4)
		動画②	・「※イメージです」 ・「※大幸薬品調べ 6畳相当(25m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 ・「※大幸薬品調べ 6畳相当(25m³)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容
			・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 (別添写し4)
	平成30年12月17日令和4年4月21日までの間	動画広告①	・「※イメージです」 ・「※大幸薬品調べ 6畳相当(25㎡)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 (別添写し5)
	平成30年12月17日から令和3年2月26日までの間	テレビコマ ーシャル①	
	平成30年12月17日令和4年4月21日までの間	動画広告②	・「※大幸薬品調べ 6畳相当(25㎡)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 ・「※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 (別添写し6)
	平成30年12月17日から令和3年2月26日までの間	テレビコマ ーシャル②	
	平成30年10月17日から令和3年3月12日までの間	動画広告③	・「※イメージ」 ・「※クレベリン置き型150gの場合」 ・「※ご利用環境により、成分の広がり異なります。」 ・「※全てのウイルスや菌を除去できるものではありません。」 ・「※大幸薬品調べ」 ・「※6畳相当(25㎡)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。」 (別添写し7)

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
本件商品②	平成30年9月13日から令和4年4月21日までの間	商品パッケージ	・「ご利用環境により成分の広がりとは異なります。」 ・「ウイルス・菌のすべてを除去できるものではありません。」 ・「屋外では成分（二酸化塩素）が拡散されるため、屋内・室内でご利用ください。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別添写し8)
	平成30年9月14日から令和4年4月21日までの間	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。(大幸薬品調べ)」 ・「●全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「●ご利用環境により、成分の広がりとは異なります。」 ・「●屋外では成分（二酸化塩素）が拡散されるため、屋内・室内でご利用ください。」 (別添写し9)
本件商品③	平成30年9月14日から令和4年4月21日までの間	商品パッケージ	・「ご利用環境により成分の広がりとは異なります。」 ・「ウイルス・菌のすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別添写し10)
	令和元年9月2日から令和4年4月21日までの間	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。(大幸薬品調べ)」 ・「●全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「●ご利用環境により、成分の広がりとは異なります。」 (別添写し11)
本件商品④	平成30年9月13日から令和4年4月21日までの間	商品パッケージ	・「◎ご利用になる広さ、使用状況により効果は異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。」 (別添写し12)
	平成30年9月14日から令和4年4月21日までの間	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。(大幸薬品調べ)」 ・「※ご利用になる広さ、使用条件により効果は異なります。」

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容
	平成30年9月 13日から令和 4年4月21日 までの間		・「※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。」 (別添写し13)
本件商品⑤	平成30年9月 13日から令和 4年4月21日 までの間	商品パッケージ	・「◎ご使用になる広さ、使用状況により効果は異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。」 (別添写し14)
		自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。(大幸薬品調べ)」 ・「※ご使用になる広さ、使用条件により効果は異なります。」 ・「※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。」 (別添写し15)